

「茨城県災害ボランティア」登録制度への移行に係るQ&A

Q 1 「茨城県災害ボランティア」登録制度は、いつから始まるのか。

A 1 令和3年9月17日（金）から、「登録フォーム」を茨城県社協及び茨城県のホームページで公開し、登録受け付けを開始します。

なお、現在登録いただいている「茨城県防災ボランティア」は、令和3年12月31日をもって終了となります。

Q 2 旧制度（「茨城県防災ボランティア」）登録者には、どのように連絡をするのか。

A 2 令和3年9月16日（木）頃に、「茨城県防災ボランティア」登録者へ制度移行に関する文書を送付します。

Q 3 「茨城県防災ボランティアリーダー」登録も移行するのか

A 3 今回の登録制度移行は、「茨城県防災ボランティア」から「茨城県災害ボランティア」への移行であり、災害ボランティアセンターの運営支援にあたる「茨城県防災ボランティアリーダー」は、変更ありません。

Q 4 何故、毎年度登録が必要なのか。

A 4 この登録制度は、県内で災害ボランティアセンターが設置された時に、登録者へ速やかに情報提供することで、災害ボランティア活動希望者が迅速かつ円滑に被災地で活動いただくことを目的としています。

災害ボランティア活動につなげることを前提とした場合、鮮度ある情報である必要があるため、毎年度登録していただきます。

Q 5 メールアドレスがないと登録できないのか。

A 5 メールアドレスは必須事項となります。

大規模災害発生時、登録者へ速やかに情報を伝えるため、情報発信をEメールで行うこととします。

Q 6 15歳未満は登録できないのか。

A 6 災害ボランティア活動時のケガ等も考慮し、登録は15歳以上としました。

なお、この年齢規定は本登録制度を対象としたものであり、県内の災害ボランティアセンターに対し、15歳未満の活動を制限するものではありません。

Q 7 何故、登録が2月末で終了するのか。

A 7 3月は、年度の移行期間として登録受付を停止します。新年度に、登録いただきますよう御協力をお願いします。

Q 8 登録者情報は、市町村社協にどのように提供されるのか。

A 8 市町村社協には、管内の登録情報をCSV形式ファイルでの提供を予定しています。